

## 地域安全指導班運用要領の制定について

〔平成 19 年 2 月 27 日〕  
例規（生総）第 18 号警察本部長

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を、次のとおり制定し、平成 19 年 2 月 27 日から実施することとしたので、実効のあがるようにされたい。

### 記

#### 第 1 目的

この要領は、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成 16 年千葉県条例第 4 号）の基本理念にのっとり、身近な犯罪を防止するために行う防犯パトロール等の県民の自主防犯対策を支援するため、地域安全指導車等を活用した地域安全活動の推進を図るための地域安全指導班の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 設置

生活安全部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）に地域安全指導班を置く。

#### 第 3 編成

- 1 地域安全指導班は、班長、班員をもって編成する。
- 2 班長は生活安全総務課の課長補佐を、班員は生活安全部生活安全総務課長（以下「生活安全総務課長」という。）の指定する生活安全総務課の課員をもって充てる。

#### 第 4 任務

地域安全指導班は、地域安全指導車、防犯資機材等を活用し、次に掲げる機会を積極的に利用するなどして、地域安全広報、防犯指導、防犯診断等の活動を行うものとする。

- （1）地域における各種大会、パレード
- （2）防犯講座、座談会、映画会
- （3）各種モデル地区活動、長寿社会対策パイロット事業活動
- （4）防犯組合総会、定期会合
- （5）地域住民等による自主防犯パトロール
- （6）その他地域住民、団体等の会合、催物等

#### 第 5 活動基準

地域安全指導班は、次の基準により活動するものとする。

##### 1 地域安全広報活動

生活安全総務課長は、県内における犯罪の発生状況、地域の実情、住民の要望等を総合的に判断し、必要があると認められる地域について地域安全広報活動を行うものとする。

##### 2 防犯指導活動

- （1）原則として、署長の要請に基づいて実施する。
- （2）対象人員は、おおむね 30 人以上とする。
- （3）1 回当たりの実施時間は、原則として 2 時間以内とする。

#### 第 6 地域安全指導班員の心得

地域安全指導班員は、次のことに留意するものとする。

- 1 各種の犯罪情勢を常に的確に把握すること。
- 2 地域安全広報、防犯指導、防犯診断等に関する手法並びに教材教具の研究及び開発に努めること。
- 3 防犯資機材に関する知識及び取扱要領の習熟に努めるとともに、関係情報の収集に努めること。
- 4 服装、身だしなみに十分配慮し、良好なコミュニケーションの確立に努めること。
- 5 地域安全指導車の適正な管理に努めるとともに、運転に際しては、安全運転を心掛けること。

#### 第7 地域安全指導担当者の指定等

- 1 署に、地域安全指導担当者（以下「指導担当者」という。）を置く。
- 2 署長は、生活安全課及び刑事生活安全課の課長又は係長の中から指導担当者を指定するものとする。
- 3 指導担当者は、地域安全指導班と連携し、当該署の管轄区域内において活動するものとする。
- 4 署長は、指導担当者を指定したときは、地域安全指導担当者指定書（別記様式第1号）を本人に交付するとともに、地域安全指導担当者指定報告書（別記様式第2号）により生活安全総務課長を経由して本部長に報告するものとする。
- 5 署長は、指導担当者の指定を解除したときは、地域安全指導担当者指定解除報告書（別記様式第3号）により生活安全総務課長を経由して本部長に報告するものとする。

#### 第8 派遣要請等

署長は、地域安全指導班の派遣を要請する場合には、地域安全指導班派遣要請書（別記様式第4号）により、生活安全総務課長におおむね1か月前までに申請するものとする。

#### 第9 運用計画等の策定

- 1 生活安全総務課長は、地域安全指導班運用計画表（別記様式第5号）を実施月の1週間前までに策定するものとする。
- 2 地域安全指導班及び指導担当者は、地域安全指導班活動日誌（別記様式第6号）を活動ごとに作成するものとする。
- 3 地域安全指導班は、地域安全指導班活動月報（別記様式第7号）を作成するものとする。

別記様式は省略